

## 【必要書類一覧 入居希望者】

### ＜入居申込時に必須のもの＞

- 賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）
- 入居希望物件概要書（様式第1号の2）
- 同意書（様式第2号）
- 誓約書（様式第4号）

罹災証明書（写し） ※原本確認を行います

下記①または②に該当する者は、**罹災証明書の提出不要** です

- ①二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶しているなど、長期（対策におおむね1か月以上かかる）にわたり自らの住宅に居住できないと市区町村長が認める者
- ②応急危険度判定により、「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難なもの（代わりに「応急危険度判定調査票」が貼られた住宅の写真が必要）

- 申出書（様式第5号）
- その他市町村が必要と認める書類
- その他都道府県等が必要と認める書類

### ＜状況に応じて提出が必要なもの＞

- 確約書（様式第3号）

賃貸型応急住宅の貸主の所在地が遠方で、早期に「同意書」への記名ができない場合に提出

- 住民票の写し（原本）

複数人世帯での入居をご希望の場合は、世帯構成員が確認できるよう入居者全員分の住民票の写しを添付

（罹災証明書または被災したことを証明する書類を提出した場合には手数料が減免となります）

- 臭気確認書（様式第5号の2）

要綱第6条（2）③に該当する「住宅が「半壊以上」であっても耐え難い悪臭等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できないもの」の場合

- 解体証明書など解体したことが分かる書類

要綱第6条（2）②に該当する「住宅が「半壊以上」であっても住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行うもの」の場合

- 切替契約に係る同意書（様式第6号）

要綱第9条に記載のある第6条の入居対象者がすでに別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合（別紙「賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」の要件を満たす必要あり）

- 受付済の「災害救助法の住宅の応急修理申込書」

要綱第6条（2）⑤に該当する災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれるもの

○書類審査後に、入居希望者と貸主（大家）と大分市の3者で契約を締結いたします。締結後の契約書については貸主（大家）より入居希望者へ送付いたします。

## 【必要書類一覧 貸主又は宅地建物取引業者】

以下の資料を大分市宛て提出してください。

(提出先) 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号  
大分市土木建築部住宅課 応急住宅担当 宛て

手続きには、入居者の印鑑  
が必要になります。  
(認印でも可)

- 「大分県賃貸型応急住宅賃貸借契約書」（様式第9号）  
3通作成する。
- 請求書（様式第10号）  
※仲介手数料が発生する場合については（様式第10号の2）
- 定期賃貸住宅契約についての説明（様式第11号）  
3通作成する。
- 重要事項説明書（任意様式）  
2通作成する。（借主・入居者の両方へ説明）